

マイナンバー(個人番号)、法人番号提示のお願い

平成 28 年 1 月 1 日より、個人のお客様はマイナンバー(個人番号)を、法人のお客様は法人番号を、弊社にご提示いただくことが必要となりました。

平成 27 年 12 月までに口座開設されたお客様には、税法上本年 12 月末までにマイナンバー(個人番号)、法人番号の登録をしていただくことが義務付けられています。

また、マイナンバー、法人番号をご提示いただいていないお客様におかれましては、ご提示いただきますようお願い申し上げます。なお、何かご不明な点がございましたら、お取引部店までお問い合わせください。

《弊社のマイナンバー制度への取り組み》

厳格な管理	弊社は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」(個人情報保護委員会)に準拠した厳格な対応を行っております。 ※特定個人情報は、マイナンバーを意味します。
外部委託	弊社は、マイナンバーに係る取扱業務を弊社のシステム運用会社である日本電子計算株式会社に外部委託しています。 日本電子計算株式会社は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・グループのシステム会社で、情報セキュリティに関する各種認定(※)を取得し、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に準拠した厳格な対応を行っております。 ※日本電子計算株式会社の認証・資格の取得内容 ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001) 登録証番号 JQA-IM0048 ・品質マネジメントシステム(ISO9001) 登録証番号 JQA-2931/JQA-QM5148 ・環境マネジメントシステム(ISO14001) 登録証番号 JQA-EM1102 ・プライバシーマーク付与認定 認定番号 第 11820070(10)号

(ご参考)

◎マイナンバー(個人番号)とは

平成 27 年 10 月より、国民一人一人に個人番号という 12 桁から成る番号が市区町村から通知されています。この番号は、社会保障・税・災害対策の行政手続きにおいて、行政の効率化、国民の利便性の向上や、公平・公正な社会の実現のため利用されます。

◎法人番号とは

平成 27 年 10 月より、法人や団体【①国の機関、②地方公共団体、③設立登記した法人、④その他の法人等(一定の届出をした者に限る)】に、13 桁の法人番号が指定されています。